

学生生活

チューター制度

本校では、学生と教員とのふれあいの場を通じて、より豊かな人間性を育みながら、有意義な学生生活を実現するために、クラスごとにチューターをおいています。チューターは、中・高校の学級担任に相当し、学生としての本分を全うし、よりよい学生生活が送れるように指導するだけでなく、学生の個人的な問題についても相談に応じ、円満な解決が図れるようサポートします。

アルバイトについて

卒業後、社会にとって即戦力と考えられている専門学校の授業は、想像以上にハードな面があるため、アルバイトは奨励していません。経済的な事情でアルバイト収入が必要な場合には、学業に差し支えないよう、夏休み・冬休みなどの長期休暇にアルバイトを行うようにしましょう。

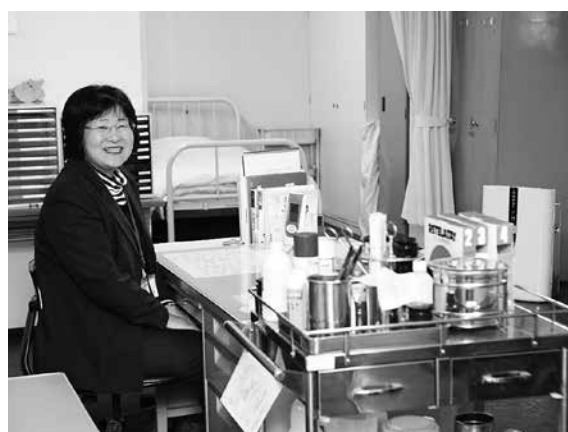
健康管理・保険

1. 保健室

保健室（2階東側）では、病気やけがの応急措置のほかに、健康についての相談にも応じています。

また昨今は、感染症の流行が危惧されており、常に校内での感染者の発生状況を把握し、蔓延防止に努めています。

春には、全学年の健康診断を実施し、自己の健康状態について認識し、生きていくための健康管理意識を持って生活していくよう指導しています。



2. 学生・生徒24時間共済（文部科学省認可 キャリア教育共済協同組合）

この制度は、校内はもちろん私生活での事故も対象となり、学生を取り巻く危険を幅広く補償する制度です。補償についての相談は、事務室学生窓口で行っています。

対象	補償の種類	お支払いする場合	補償限度額
学 生	賠償責任危険共済金	学生・生徒が学校管理下の活動（正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます。）や、その他日常生活（アルバイトを含みます。）において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。また、学生・生徒の居住する住宅の使用・管理に起因する賠償事故も併せて補償します。	1 事故 3,000万円
	傷害治療諸費用共済金	学生が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療した場合。治療開始日からその日を含めて365日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等をお支払いします。	1 事故 30万円
	傷害死亡共済金	学生が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	140万円
	後遺障害共済金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。 後遺障害の程度に応じて、死亡共済の4%～100%をお支払いします。	140万円
	葬祭費用共済金	学生が、傷害または疾病により死亡し、葬祭が行われた場合。	90万円
保証人	葬祭費用共済金 (弔慰金)	保証人弔慰金規定に基づき、保証人の傷害または疾病がもとで死亡し、葬祭が行われた場合（疾病に関しては加入時より1年前までの既往症による死亡は除く）。	50万円

※全ての補償について、24時間補償・国内、海外問わず補償となります。



奨 学 金

本校で取り扱っている奨学金制度には、日本学生支援機構と、本校独自の鶴虎太郎奨学会・広島工業大学専門学校同窓会・鶴裏遺児給付奨学金の4種類があります。修学意欲が高いにも関わらず、経済的理由で修学することが困難な学生に対して、奨学金の貸与・給付を行い、支援をしています。

※奨学金を希望する場合、事前に実施する奨学金申込説明会に必ずご参加ください。

機関名	資格と採否	種類と貸与または給付金額	貸与・給付期間
独立行政法人 日本学生 支援機構	・書類審査 日本学生支援機構の審査 基準より選考	第一種貸与奨学金 (利息なし・返還あり) 第二種貸与奨学金 (利息あり・返還あり) 給付奨学金(返還なし) ※学業成績が著しく不良等 に該当した場合、返還す る場合があります。	修業年限 (1年～3年) 所属する学科の修業年限内 であれば卒業まで貸与・給付 されます。 ただし、退学等による学籍 の失効、辞退、適格認定によ る停止・廃止の対象となった 場合は、修業年限途中であつ ても貸与・給付が打ち切れ ます。
公益財団法人 鶴虎太郎奨学会	学校長が推薦し、鶴虎太郎 奨学会が決定。	年額120,000円 年2回、60,000円ずつ給付さ れます。 ※交付(予定):10月・1月 (返還の必要なし)	1年間 採用された年度のみ給付され ます。
広島工業大学 専門学校同窓会	鶴虎太郎奨学会の選考に漏 れた学生を学校長が推薦 し、同窓会が決定。	年額60,000円 年2回、30,000円ずつ給付さ れます。 ※交付(予定):10月・1月 (返還の必要なし)	
鶴裏遺児給付 奨学金	保護者、保証人又は学資負 担者が、病気や災害などで 死亡し、学費支弁が一時的 に困難となった者	月額4万円(年額48万円) (返還の必要なし)	事象が発生した月を含む 12か月間。 ※事象が発生した時点で在 学見込期間が12か月未満の 場合、卒業予定付分までの 給付(月割)とします。

【奨学生の諸手続き】

奨学生希望者ならびに奨学生となった学生は、諸手続きを定められた期間内で行わなければなりません。手続きが不備である場合や期限を過ぎると奨学生としての資格を失うことがありますので、注意してください。

【奨学生の適格認定】

「人物」「出席状況」「成績」「経済状況」などを総合的に判断し、奨学生としてふさわしくないと判断された場合については、停止(奨学金の交付を一時的に停止。その後、改善された場合は停止解除)あるいは、廃止(奨学生の資格を剥奪)の措置を年度途中でも行うことがあります。

キャンパス・ハラスメント

ハラスメントとは

行動や態度、言葉での嫌がらせ、いじめのことをハラスメントといい、教育や研究の場で起こる「アカデミック・ハラスメント」、性差別的な意識に基づく性的な嫌がらせである「セクシャル・ハラスメント」等、学校の中で起こりうるハラスメントを総称して「キャンパス・ハラスメント」という呼び方をしています。

単位の認定や成績評価、就職の斡旋などにおいて、地位を利用するなどして相手に不利益や逆に不当な利益を与える「対価型」と、勉強することや学生生活を送ることに対しての環境を悪くさせる発言や行動をする「環境型」とがあります。

キャンパス・ハラスメントの例

【対価型】

- ・指導に従わないことに腹を立てて、学生に暴言をはいたり、暴力的な行為を取ったり、あるいは、意図的に無視をする。
- ・成績が良いにもかかわらず、態度が気に入らないといって単位を出さない。
- ・就職の面倒を見るからと言って性的なことを要求する。

【環境型】

- ・学生の気持ちに反して、プライベートなことをしつこく聞く。
- ・学生の容姿や容貌を話題にして不快にさせる。
- ・性的な冗談を言ったり、性的な服従を迫る。

本校では、学生の皆さんが気持ち良く勉学に励み、楽しい学生生活を送ることができる環境を作るため、キャンパス・ハラスメントを防止するための「ハラスメント防止部会」を教職員組織の中に位置づけ、相談員を置き相談制度を設けています。

不快感や恐怖感を覚えるような行為に対しては、断固として「嫌だ」という意思を伝えましょう。「嫌だ」という意思表示をしたにもかかわらず、ハラスメントが続いたとき、あるいは、「嫌だ」という意思を伝えることが困難なときは、相談員に相談してください。

直接の被害者だけでなく、他人に対するハラスメントを不快に感じる場合にも、相談してください。あなたのまわりに被害を受けている友人がいたら、相談に行くように勧め、証人になってあげてください。一人で悩みを抱え込まないこと、早めに相談すること、それが解決の近道となります。

相談員制度

「チューターには話しづらい」「誰にも知られたくない」という悩みや相談については、一人で抱えずに気軽に相談員制度を利用してください。

- ・次頁の相談員リストの中からあなたが話しやすい相談員へ連絡をとってください。
- ・相談の時間や場所を相談員と話し合ってください。
- ・電話や手紙、電子メールでの相談も受け付けています。
- ・名前を明かさずに相談することもできます。

相談員は、相談内容を他人に漏らすことは決してありません。また、相談をした本人だけでなく、証言をした人も不利益を受けることは決してありません。

相談内容に対するその後の対応は、相談者自身の意向を最大限に尊重して行われます。

そして、必要と認められる場合には、被害者の同意を得て調査を行い、問題の解決と環境改善など再発

防止のために必要な措置をとります。

相談員

氏 名	e-mail
瀧 口 啓 倫	h.takiguchi.iu@hitp.ac.jp
増 永 直 規	n.masunaga.7g@hitp.ac.jp
藤 木 よし子	y.fujiki.4g@hitp.ac.jp
岩 見 賢 司	k.iwami.vk@hitp.ac.jp
長 澤 敦 子	a.nagasawa.2i@hitp.ac.jp

女子学生支援センター

氏 名	e-mail
瀧 口 啓 倫	jsc@hitp.ac.jp
木 村 安 曇	
藤 木 よし子	
榭 井 祐 子	
長 澤 敦 子	

情報倫理ガイドライン

本ガイドラインは、学内のコンピュータやネットワークおよび個人のスマートフォン等の情報端末を利用する場合に、守らなければならない基本的事項をまとめたものです。これらの事項が守られないと、本人および学校の信用が失われたり、法的な問題に発展する場合があります。そのような事態にならないように、一人一人が十分に注意してください。

1. 本校のコンピュータおよびネットワーク等は、教育・研究などの目的以外には使用しない。
2. 本校のコンピュータ、ネットワークの円滑な利用・運用の妨げになる行為を行わない。
 - (1) 本校のコンピュータの破損・盗難や設定等の変更を行わない。
 - (2) 本校のネットワークへの妨害や、ウイルスの感染・発信を行わない。
3. 学内のデータ（個人情報等）は、個人のスマートフォンや外部記憶媒体等（USBメモリ等）に入れて外部に持ち出さない。
4. ネットケット（ネットワークでのエチケット）を守ってインターネットを使用する。
 - (1) 名誉毀損・誹謗中傷・人権侵害・ハラスメント等の書込みを行わない。
 - (2) 他人のプライバシーや、なりすまし、嘘・噂の情報を発信しない。
 - (3) 著作・肖像・知的所有権を侵害（ダウンロード、ファイル交換、コピー等）しない。
 - (4) 他人のID・パスワードを貸借りしない。
 - (5) 他人のID・パスワードを用いて不正アクセスを行わない。

広島工業大学専門学校における個人情報保護のための基本方針

広島工業大学専門学校では、学生をはじめとして、保護者・卒業生・教職員などに至るまでの学校関係者の個人情報を取り扱っております。そのため本校においては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の不正利用および流失などを防止し、それを適切に使用するために、引き続き教職員の個人情報保護への意識向上を図るとともに、以下のとおり個人情報保護に係る取り組みを積極的に行います。

1. 個人情報とは何かを明確にします。

個人情報とは、本校の学生とその保護者および卒業生、専任および非常勤などの教職員、受験生およびその保護者などに関する各種の情報であり、教職員が業務上取得または作成したもののうち、氏名・生年月日その他の記述などにより特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

2. 個人情報の収集・利用・提供を適切に行います。

個人情報の収集は、本校の業務を遂行するために必要な範囲内において、適切な方法によって行います。個人情報の利用および提供にあたっては、事前に告知した利用目的の範囲を超えて利用したり、学園外の第三者に提供しません。ただし、それらについて、法令の定めに基づく場合や本人の事前の同意があるなどの場合においては、この限りにありません。

3. 個人情報保護のために管理体制を充実させます。

本校で収集し保有する個人情報については、その正確性と安全性を確保するため、改ざん、紛失および漏洩等の防止について適正な措置を講じます。また、本校の教職員に対しては、個人情報の重要性を充分認識し、その管理・運用および保護を更に適切に行うよう、必要な指導と研修を実施します。

4. 本人への個人情報の開示を適切に行います。

本人からの個人情報に関する開示、訂正、利用停止などの請求を外部公的機関から求められた場合、定められた方法により当該情報の所管部署で受け付けることとし、適正な理由であると所管部署の管理職または長が判断した場合において請求に応じることとします。

